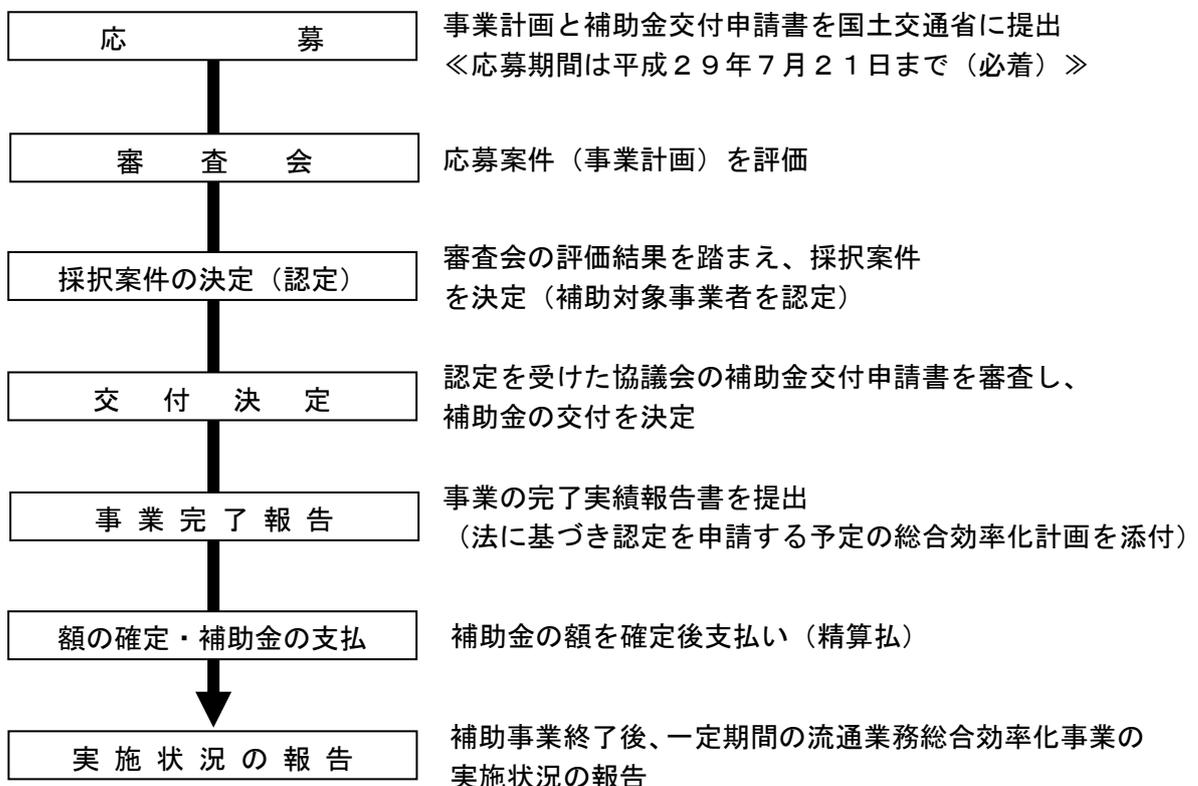


温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）による改正後のもの。以下「法」という。）第4条第1項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業及び同項による認定を受けた総合効率化計画に基づくモーダルシフト等に対して支援する「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）について、下記のとおり応募を実施します。

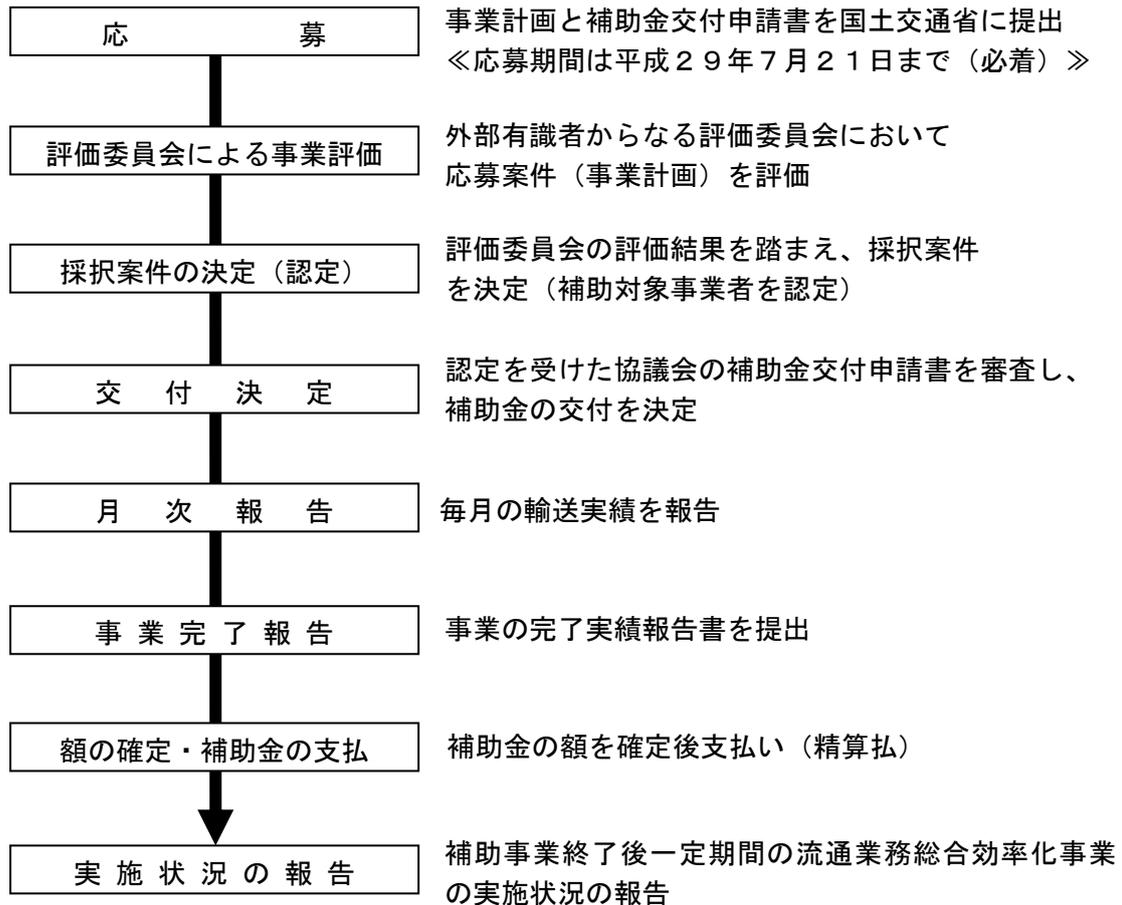
応募にあたっては、本応募要項によるほか、モーダルシフト等推進事業費補助金交付要綱（平成29年5月8日付け国総物第8号。以下「交付要綱」という。）及びモーダルシフト等推進事業実施要領（平成29年6月6日付け国総物第32号。以下「実施要領」という。）に従って下さい。

1. 事業実施の流れ（事業計画と補助金交付申請書を同時に提出する場合）

<総合効率化計画策定事業>



＜モーダルシフト推進事業、幹線輸送集約化推進事業＞



※ 事業計画と補助金交付申請書を同時に提出することができない場合には、最寄りの各地方運輸局交通政策部環境・物流課等（別紙参照）にご相談下さい。

補助対象経費

○総合効率化計画策定事業

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第1項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業。

＜補助対象経費＞

- ・ 計画策定のための調査に要する費用（協議会開催等の事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のためのトライアル輸送の費用等）

○モーダルシフト推進事業

認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は海上輸送への転換等により、CO₂ 排出量の削減及び流通業務に必要な労働力の確保を図るもの。

＜補助対象経費＞

- ・ 貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は海上輸送に転換する場合に係る運行経費
- ・ 鉄道又は船舶により新規貨物を輸送する場合に係る運行経費

平成29年度モーダルシフト等推進事業補助金においては、次世代型モーダルシフト案件を優先的に採択する。

【次世代型モーダルシフト】

- ① 複数企業による混載×モーダルシフト
- ② 帰り荷の確保×モーダルシフト

いずれのケースもグループ外企業との組み合わせを条件とする。

○幹線輸送集約化推進事業

認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率の向上、走行車両台数及びCO₂排出量の削減を図るもの。

＜補助対象経費＞

- ・輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費

※ 詳細は交付要綱別表1、別表2及び別表3並びに実施要領2及び3を確認して下さい。

2. 応募方法（事業計画と補助金交付申請書を同時に提出する場合）

本事業により補助金の交付を受けようとする場合は、応募期間内に「事業計画」（実施要領様式1-1、様式1-2又は様式1-3）及び「平成29年度モーダルシフト等推進事業費補助金交付申請書」（交付要綱第1号様式）を提出して下さい。

3. 認定方法（事業計画と補助金交付申請書を同時に提出する場合）

応募のあった事業計画を評価し、採択案件を決定（国土交通大臣による認定）するとともに補助金の交付を決定します。

また、認定した旨は申請者に対して通知するとともに、認定結果等については、国土交通省のウェブページ等で事業の概要等について公表します。

※注意事項

- ① 過去に本事業により補助金の交付を受けた事業と同一であると認められる事業を実施しようとする協議会については認定を行いません。
- ② 応募後の事業計画に修正等が生じた場合、採択案件の決定（国土交通大臣による認定）と同時に補助金の交付決定ができない場合があります。
- ③ モーダルシフト推進事業及び幹線輸送集約化推進事業について、補助金の交付決定までに法に基づく総合効率化計画の認定を受けていない場合は、認定を受けることを補助金の交付の条件とします。

4. 中間報告の提出（総合効率化計画策定事業のみ）

総合効率化計画策定事業に対する補助金の交付の決定を受けた場合は、指定の期間の輸送実績を実施要領様式4-1により提出して下さい。

5. 毎月の輸送実績の報告（モーダルシフト推進事業及び幹線輸送集約化推進事業のみ）

運行経費に対する補助金の交付の決定を受けた場合は、毎月の輸送実績を実施要領様式4-2又は様式4-3により提出して下さい。

6. 完了実績報告書の提出

補助対象事業が完了した場合、交付要綱第12条で定める期限までに、補助対象事業完了実績報告書（交付要綱第8号様式）を提出して下さい。内容を審査した上で交付すべき補助金額を確定し、補助金を支払います。（精算払）

7. 補助事業終了後の実施状況の報告

補助対象事業が終了した後、補助対象事業に係るその後の一定期間の流通業務総合効率化事業の実施状況を実施要領様式6-1、様式6-2又は様式6-3により提出して下さい。

8. 応募期間及び提出先等

（1）事業計画の応募受付期間

平成29年6月19日（月）～平成29年7月21日（金）17時 必着

（2）提出先

最寄りの地方運輸局交通政策部環境・物流課等（別紙参照）に提出して下さい。（補助金交付申請書や輸送実績の報告等の提出についても同様とします。）

（3）提出部数

正本1部、写し1部

書類の提出・お問い合わせ先

部 署	住 所	電 話
北海道運輸局交通政策部環境・物流課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第二合同庁舎	011-290-2726
東北運輸局交通政策部環境・物流課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022-791-7508
関東運輸局交通政策部環境・物流課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7210
北陸信越運輸局交通政策部環境・物流課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9152
中部運輸局交通政策部環境・物流課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎 1 号館	052-952-8007
近畿運輸局交通政策部環境・物流課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6410
神戸運輸監理部総務企画部企画課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	078-321-3145
中国運輸局交通政策部環境・物流課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-228-3496
四国運輸局交通政策部環境・物流課	〒760-0064 高松市朝日新町 1-30 高松港湾合同庁舎	087-825-1173
九州運輸局交通政策部環境・物流課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3154
沖縄総合事務局運輸部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1812

〔制度全体についてのお問い合わせ〕

国土交通省総合政策局物流政策課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-8799
-----------------	-------------------------------	--------------